

事 務 連 絡
令和5年5月12日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特 別 区

厚生労働省医政局総務課

「身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレット」の周知のお願い

平素より、障害福祉行政にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

身体障害者補助犬（以下「補助犬」。）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする、「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称で、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に基づき特別な訓練を受けて認定されています。補助犬ユーザーは、補助犬の衛生面や行動に責任を持って補助犬と一緒に社会参加しており、公共施設等において補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務付けられています。

しかしながら、今もなお、補助犬同伴の受け入れ拒否を経験している補助犬ユーザーもあり、今般、令和4年度の障害者総合福祉推進事業により、「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」（実施主体：社会システム（株））において、「身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレット」が取りまとめられたところです。

つきましては、補助犬についての理解を深め、受け入れの促進に向けて、本リーフレットにつきまして、貴部（局）におかれても、医療機関等へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 社会参加活動支援係
e-mail : SGJIRITU@mhlw.go.jp
電 話 : 03-5253-1111（内線 3074）